二　（略）	（略）	（略）
三　オーストラリア（タスマニアを除く。）、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア	かんきつ類（付表第七に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド（付表第六十四に掲げるものを除く。）、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オプンティア・フィクスーインディカ、おらんだいちご、オリーブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サントール、しまほおずき、シロサポテ、すもも、せいようかりん、とうがらし、トマト、なし、なつめやし、パパイヤ、ばんじろう、ぱんのき、ヒロセレウス・メガランサス、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第五十九に掲げるものを除く。）、まるめろ、ムラーヤ・エキゾチカ、もも、りんご、れいし、わんぴ、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんれいし属植物、ふとも属植物、マンゴウ属植物（付表第二に掲げるものを除く。）、ももたまな属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	（略）
四～十七　（略）		

付表

一～六十三　（略）

六十四　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二　（略）	（略）	（略）
三　オーストラリア（タスマニアを除く。）、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア	かんきつ類（付表第七に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オプンティア・フィクスーインディカ、おらんだいちご、オリーブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サントール、しまほおずき、シロサポテ、すもも、せいようかりん、とうがらし、トマト、なし、なつめやし、パパイヤ、ばんじろう、ぱんのき、ヒロセレウス・メガランサス、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第五十九に掲げるものを除く。）、まるめろ、ムラーヤ・エキゾチカ、もも、りんご、れいし、わんぴ、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんれいし属植物、ふとも属植物、マンゴウ属植物（付表第二に掲げるものを除く。）、ももたまな属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	（略）
四～十七　（略）		

付表

一～六十三　（略）

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。